

## 領事窓口時間の変更 ドミニカ共和国との査証免除措置の停止

令和2年4月3日

在ドミニカ共和国日本国大使館

ドミニカ共和国政府により新型コロナウイルスの感染防止策として実施されている夜間外出禁止令の実施期間が4月3日から15日間延長されました。右延長に伴いまして、引き続き領事窓口の対応時間を午前8時45分から午後4時30分まで（昼休みなし）といたします。

なお、今回の窓口対応時間の変更についてご不明な点等ございましたら、当館領事部までご連絡をお願いいたします。

ご利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、4月3日午前0時（日本時間）から、水際対策強化にかかる新たな措置として、ドミニカ共和国と日本との間の査証免除措置が停止されましたので、お知らせします。